

東京都福祉のまちづくり条例施行規則改正の概要について

1 改正の目的

建築物バリアフリー条例の改正（「劇場等の客席」の基準新設）に伴い、各基準との整合を図るため、福祉のまちづくり条例施行規則の「観覧席・客席」に係る規定を改める。

2 主な変更点

観覧席・客席に設ける「車椅子使用者用部分」の設置数等の基準を改正する。

項目		基準案（ 赤字：現行基準を強化 青字：新たな基準）
車椅子使用者用部分	① 数	階ごとに座席総数の 0.75%以上 かつ2席以上
	② 配置	2以上を 隣接 して設置 隣接 して 同伴者席 を 同じ割合 設置
	③ 水平分散（横）※1	2以上 の位置（舞台等を見て左右方向）に 分散
	④ 水平分散（縦）※2	2以上 の位置（舞台等を見て前後方向）に 分散

※1：座席総数401席以上の階を対象 ※2：座席総数1,001席以上の階を対象